

技術講座

外来生物法とマイクロチップ—獣医師の役割

盛岡支会 盛岡市動物公園

辻 本 恒 徳

「特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律」(以下、「外来生物法」)が今年6月1日に施行された。これを受けて環境省から日本獣医師会へ、そして地方獣医師会へと通知され、以下の3点の事項について協力依頼されている。[日獣会誌, 58, 525-527 (2005)]

1番目は「法律による規制内容等の所属獣医師への周知」である。この小文もそのひとつとして掲載されるものである。

特定外来生物とは、2,000種以上と言われている海外起源の外来生物(以前は帰化生物、最近では移入種と言われていたもの)のうち、生態系などに被害を及ぼすものとして指定された種である。外来生物法ではその飼育栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などが原則禁止されている。その目的は、特定外来生物の侵入と拡散を防ぐこと、すでに定着しているものを防除することにより、生態系や人の生命身体、そして農林水産業への被害を防止しようとするものである。詳細については環境省HP(外来生物法：<http://www.env.go.jp/nature/intro/>)を参照していただきたい。

ここに報告あるいは懸念されている具体的な被害例をいくつか挙げる。農林業への被害：アライグマによる農作物や家禽の食害、タイワンリスによる杉や檜、緑化木の被害。伝染病の伝播：人におけるアライグマ回虫の幼虫移行症(ただし国内での感染報告なし。)生態系攪乱要素として、在来種の捕食：マングースによるア

マミノクロウサギの捕食、アライグマによるアオサギの卵の捕食、いわゆるブラックバスによる在来魚の捕食。在来種の駆逐：アライグマによるキタキツネの排除置換。植生破壊や土壌侵食：小笠原諸島のノヤギ。遺伝子汚染：タイワンザルによるニホンザルとの交雑。そして、カミツキガメやセアカゴケグモによる人への脅威などがある。

2番目は「マイクロチップ埋め込み体制整備への協力」である。この法律では原則飼育禁止であるが、学術研究や展示などの目的で飼育の許可を受けられるため、その個体の識別措置を実施することとしている。その方法として電子標識器具であるマイクロチップ埋め込み(獣医療行為とされているもの)と識別番号を証する獣医師発行の証明書が求められる。動物公園では5年前からこの識別方法を導入しているが、今回の法律施行にともない県獣医師会他から実施などについての打診があった。

マイクロチップとは直径2mm、全長12mmの円筒形をした生体適合ガラスの中に15桁の番号(世界で唯一の番号)がメモリーされたICチップが入っているものであり、これを専用の注射器で皮下注射して動物体に埋め込む。手技はきわめて簡単である。専用の読み取り機を埋め込み場所に近づける(電磁誘導する)ことにより、ICチップが起動して電波を発信し、読み取った番号が表示される。

当方ではタグ装着などのマーキング困難な

群れ飼育動物，例えばニホンリスやプレーリードッグ，ニホンザルなどに適用している．埋め込みも読み取りも簡単で，脱落や交換の心配もなく，誤認のない識別ができるため，大変有用かつ便利なものである．各種動物への普及が望まれる所以である．管理困難な外来生物への適用も進められることが望まれる．参考：日本獣医師会HP(マイクロチップによる個体識別<http://nichiju.lin.go.jp/microchip/microchip.html>)

3番目は「一般飼養者への普及啓発への協力」である．通知文書は「飼養者等に対して法に基づく規制内容を周知されるよう協力願いたい。」と記されているが，本当に必要なことは飼養者が許可の方法等を知ることよりも，この法律の趣旨を理解することであろう．動物専門職である獣医師の役割として，マイクロチップの埋め込みよりも，この普及啓発の役割を重視したい．以下，そのあたりの私見を述べる．

上述のとおり外来生物による被害はどれも深刻な問題であるが，取り返しのつかない問題は生態系の攪乱である．これは誰しも賛同するであろう．それでは，なぜ生態系の攪乱が問題なのか？「生態系の保全」すなわち「生物多様性の保全」の意義を理解してもらうのは容易なことではない．「アライグマが（あるいはブラックバスが）定着しているのであれば，それも自然ではないか？」「同じように食害を起こすアライグマは防除根絶すべきとしながら，ツキノワグマは絶滅させてはならない理由は？」「駆除捕獲したタイワンザルを殺処分するべきではない．」というような質問や意見に対しては，理論的な説明をしなければならない．

自然界は多様な生物の間にある複雑な関係により，微妙なバランスのもとで保たれていると理解されており，これは気の遠くなるような時間をかけて築かれてきた生物進化の産物であると言われている．この「生物多様性」という概念は比較的新しいものであるが，自然環境について考える上では，すでに世界の常識と言える

もので，外来生物法の策定の根拠となった生物多様性条約でも，これを崩壊させる危険な要素として外来生物を挙げている．したがって，この「生物多様性」というキーワードを使って，外来生物に対する規制や防除，さらには生態系の保全を考えることが求められるわけである．

人間と生物との関係について，専門的学術的情報の収集と普及啓発を行なえる専門職としての獣医師の役割について，外来生物法という素材をもとに考えてみた．先輩諸兄のご賛同を得られれば幸いである．

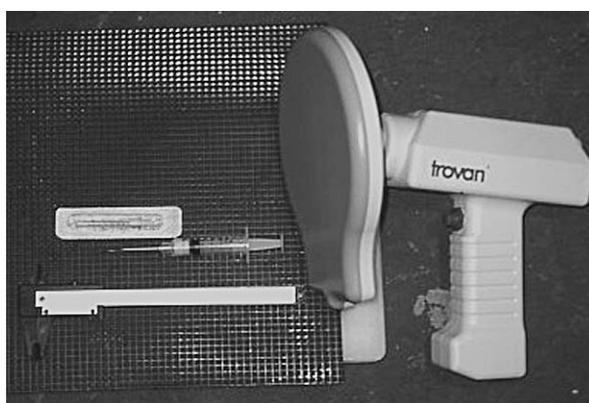


写真1 マイクロチップ埋め込み専用注射器一式(左)と読み取り機(右)，注射針の左に小さなチップあり．

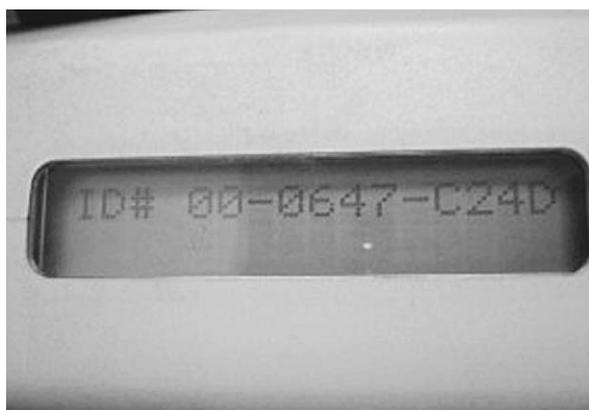


写真2 読み取り機：読み取り番号を表示した状態